

首里城火災に係る再発防止検討委員会設置要綱

(令和2年2月20日知事決裁)

(設置目的)

第1条 首里城火災に関する警察や消防の調査結果等を踏まえ、首里城火災に関する事実関係を整理するとともに、首里城正殿等が全焼等に至った要因を整理・分析し、首里城火災の再発防止策として、首里城正殿等の防火対策に関連する県営公園区域の防火対策や県管理区域の管理体制のあり方を検討するため、「首里城火災に係る再発防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 首里城火災に関する事実関係の整理を行うこと。
- (2) 首里城正殿等が全焼等に至った要因を整理・分析すること。
- (3) 首里城正殿等の防火対策に関連する県営公園区域の防火対策を検討すること。
- (4) 県管理区域の管理体制のあり方を検討すること。
- (5) 前各号で定める事項の検討結果等を知事へ報告すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6名以内で構成する。

- 2 委員は、建築防火や文化財の専門家など優れた識見を持つ者のうちから知事が依頼する。
- 3 委員は、前条第5号で定める知事への報告を行ったときは、解任されたものとみなす。
- 4 委員会に委員長を1名置き、委員長は委員の互選により決定する。
- 5 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるときは、委員の互選により代理を決定する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、首里城復旧ワーキンググループにおいて処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は令和2年2月25日から施行する。